

## 中央税務会計事務所ニュース

2月号

## 所得税及び復興特別所得税 の確定申告

▼2月16日(木)～3月15日(水)▲

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、平成29年2月16日から同年3月15日までとなっております。必要書類等のご用意はお早めにご用意ください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

課税される所得の種類は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。

ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要ですが、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きします。

① 給与の収入金額が200万円を超える

② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える

③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える

④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付利息、賃貸料、使用料などの支払を受けた

⑤ 災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた

⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

【昨年からの主な改正事項】

◆居住者等が平成28年1月1日以後に支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等や、一般公社債等や特定公社債等の譲渡による譲渡所得等について、15%の所得税の税率による申告分離課税の対象となりました。

◆非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者(特別)控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならぬこととなりました。

◆給与所得控除の上限額が、230万円(給与収入1200万円超の場合)に引き下げられました。

◆特定増改築等住宅借入金等特別控除又は住宅特定改修特別税額控除について、住宅の多世帯同居改修工事等をして、平成28年4月1日以後に居住の用に供した場合において、一定の要件のもとでこれらの特別控除の適用が可能となりました。

**Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告で、誤りの多い事例にはどのようなものがありますか。**

A. 次のような誤りが多く見受けられますので、ご注意ください。

#### 国外所得の申告漏れ

居住者（非永住者以外の者）は、海外で得た所得（例えば、国外で支払われる預金等の利子や、国外にある不動産の貸付・譲渡による収益、国外の法人等に対する出資に係る収益など）を合わせて申告する必要があります（外国の税務当局に申告した所得も申告が必要となります）。

#### 副収入の申告漏れ

インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得も合わせて申告する必要があります。

#### 一時所得の申告漏れ

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、その収入が一時所得として申告する必要があるか、生命保険会社などから送付された書類で、もう一度確認して下さい。

#### 医療費控除の計算誤り

薬局で購入した日用品については、医療費控除の対象になりません。

高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補てんされる金額は、支払った医療費の額から差し引きます。

#### 寄附金控除の適用漏れ（ふるさと納税を行った方）

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、ふるさと納税を行った年分と同じ年分の確定申告を行う場合には、ふるさと納税の金額を含めて寄附金控除額の計算を行う必要があります。

#### 地震保険料控除の適用誤り

地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除の適用はありません（平成18年12月31日までに締結し、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないなど一定の旧長期損害保険契約等を除きます）。

#### 寡婦控除、寡夫控除の適用漏れ

寡婦、寡夫に該当する方は「寡婦控除」、「寡夫控除」が受けられます。

#### 配偶者特別控除の適用誤り

合計所得金額が1,000万円を超えている方は「配偶者特別控除」を受けることができません。

また、配偶者控除を受ける方（配偶者の合計所得金額が38万円以下の方）は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

#### 基礎控除の記載漏れ

基礎控除は全ての方に適用されますので、必ず記入して下さい。

#### 復興特別所得税額の記載漏れ

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

### **平成28年分以降の確定申告とマイナンバーについて**

平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバー（12桁）の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

【本人確認書類の例】例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

## 確定申告 Q & A

確定申告の時期には全国で2,000万人を超える納税者の方々が確定申告を行います。そこで、この時期に税務署への問い合わせが多い項目についての一般的な回答を掲載しましたので、確定申告の際の参考にして下さい。(国税庁 HP より一部抜粋)

Q. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある人は、どのような人ですか。

A. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がある方は次のような方です。

① 給与所得がある方

給与所得者の大部分の方は、「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されますので申告は不要ですが、一定の要件に当てはまる方は確定申告が必要です。(P.1参照)

② 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方は、確定申告が必要です。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

(注2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ね下さい。

(注3) 公的年金等に係る確定申告不要制度について、平成27年分以後から外国の年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける方は、この申告不要制度を適用できないこととなっています。

③ 退職所得がある方

退職所得については、一般的に、退職金の支払いの際に支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税は済まされますので、その退職所得について申告は不要です。

ただし、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものについては、確定申告が必要です。

④ ①～③以外の方の場合

各種の所得の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から所得控除を差し引いた金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告が必要です。

(注) 土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、山林所得など一定の所得に係る税額については他の所得金額と合計せず、分離して計算します。